

令和5年(2023年)4月10日

都市経営会議資料

社会教育部 スポーツ振興課

スポーツセンター及び末広体育館、高司グラウンドならびに売布北グラウンド、 花屋敷グラウンドの指定管理者選定の方針について

1 対象施設の概要について

(1) 宝塚市立スポーツセンター(令和元年度利用者数: 1,146,179人)

開設年月日 昭和62年(1980年)4月

総合体育館(メイン、サブアリーナ)、武道館、多目的グラウンド、野球場、屋外プール、屋内温水プール、テニスコート、弓道設備、駐車場等を併設し、市民の多様なスポーツライフを支える総合体育施設である。また、大規模災害時には災害対策本部代替施設と位置付けられており、市制50周年事業では、メインアリーナで式典が行われたり、選挙時には開票所としての役割があるなど、行政活動にも欠かせない施設となっている。

(2) 末広体育館(令和元年度利用者数: 64,508人)

開設年月日 平成14年(2002年)4月

寄付により譲り受けた体育館を改装し、体育競技のみならず、社交ダンスなどができるスタジオを併設している。スポーツセンターの付属施設と位置づけ、一体的利活用を行っている。

(3) 高司グラウンド(令和元年度利用者数: 28,862人)

開設年月日 平成6年(1994年)4月

市所有の土地を改良して、夜間照明を併設した多目的グラウンドとして開設、主に野球、サッカー場として利用されている。

(4) 売布北グラウンド(令和元年度利用者数: 33,161人)

開設年月日 平成25年(2013年)9月

寄付により譲り受けた野外体育施設及び管理棟があり、テニスコート、多目的グラウンドでは、野球やサッカーなどとして利用されている。

(5) 花屋敷グラウンド(令和元年度利用者数: 195,330人)

開設年月日 平成26年(2014年)11月

商社から購入したグラウンドを改良し、サッカー・ラグビーを想定した夜間照明を併設した人工芝の多目的グラウンド、管理棟には小規模な屋内活動場もあり、卓球など屋内スポーツにも活用できる。

(6) 各施設の設置管理条例について

宝塚市立スポーツ施設条例において、以下のとおり規定されている。

宝塚市立スポーツ施設条例（抜粋）

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、宝塚市立スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)を設置する。

(事業)

第3条 スポーツ施設は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民のスポーツ及びレクリエーションの場の提供に関すること。

(2) スポーツに関する市民団体及び指導者の育成に関すること。

(3) 市民スポーツ大会及び市民スポーツ教室の計画及び実施に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、宝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要であると認める事業(指定管理者による管理)

第5条 スポーツ施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第18条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

(7) 指定管理者の選定状況について

昭和61年までは、市立体育施設は、市教育委員会の直営で主に貸館として管理していたが、市は新体育施設の建設にあたり公社を設立し、管理運営と活用を担わせることにし、昭和62年スポーツセンターを開館した。

地方自治法の改正に伴う公の施設の指定管理者制度の導入により、平成17年、指定管理者は特別の事由があると認める場合を除き公募するものとするが、条例付則に、初回の指定管理者の選定に限り、スポーツセンターの管理を委託している公共的団体を候補者として選定し、指定管理者に指定することができることとした。

指定管理者制度導入後の選定状況

| 年度 ＼施設 | スポーツセンター ・未広体育館 | 高司 グラウンド | 売布北 グラウンド | 花屋敷 グラウンド |
|-----------|--|----------------------------|----------------------------|--|
| H18 | (財)宝塚市スポーツ振興公社 ※附則規定により非公募 | | | |
| H19 | | | | |
| H20 | (財)宝塚市スポーツ振興公社 ※特別の事由により非公募 | | | |
| H21 | (財)宝塚市スポーツ教育振興公社(H 24.4.1より(公財)宝塚市スポーツ振興公 社) ※特別の事由により非公募 | | | |
| H22 | | | | |
| H23 | | | | |
| H24 | | | | |
| H25 | | | | |
| H26 | (公財)宝塚市スポ ーツ振興公社 ※特別の事由により 非公募 | (公財)宝塚市スポ ーツ振興公社 ※公募 | (公財)宝塚市スポー ツ振興公社 ※公募 | (公財)宝塚市スポーツ 振興公社(H26.11.1か ら) ※附則規定により非公募 |
| H27 | | | | |
| H28 | | | | たからづか花屋敷スポ ーツライフグループ |
| H29 | | | | ※公募 |
| H30 | | | | |
| R元 | (公財)宝塚市スポ ーツ振興公社 ※特別の事由により 非公募 | 宝塚ウエルネスライ フグループ ※公募 | 宝塚ウエルネスライフグ ループ ※公募 | 国際ライフパートナー (株) ※公募 |
| R2 | | | | |
| R3 | | | | |
| R4 | | | | |
| R5 | | | | |

2 選定方針について

次期指定管理期間（2024（R6）年4月1日から2029（R11）年3月31日まで）における指定管理者の選定については、スポーツセンター及び末広体育館に係る指定管理者の選定は非公募で、高司グラウンド及び売布北グラウンド、花屋敷グラウンドに係る指定管理者の選定は公募で行うものとする。

今回のスポーツセンター及び末広体育館に係る指定管理者については、下記取扱い（宝塚市指定管理者制度運用方針2－（2）－イ）を適用する。

宝塚市指定管理者制度運用方針（抜粋）

2 指定管理者制度への本市の対応について

（2）公募・非公募の取扱い

指定管理者の選定に当たっては公募を原則とするが、次に掲げる場合は、非公募とすることができるものとする。

- ア 地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合
- イ 施設の管理運営に当たり、当該指定管理者の長期継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等を特に必要とし、指定管理者の変更になじまない場合
- ウ 緊急に指定管理者を指定する必要がある、公募を行う時間がない場合
- エ 公募による応募がない場合
- オ その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

3 スポーツセンター及び末広体育館の指定管理者（公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社）を 非公募とする理由について

(1) 非公募対象とする施設の役割について

スポーツセンター及び末広体育館は単なる貸館施設ではなく、多くの市民に多様なスポーツの場を提供する拠点として、本市のスポーツ基幹施設であるとともに、市が求める市民体育事業を展開するためのスポーツ行政の拠点施設であり、当該施設で公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社が、公益事業を一体的に実施することで、より基幹施設としての目的を実現することができている。競技性のあるスポーツだけでなく、多世代で誰でも参加できるニュースポーツや障害（がい）者スポーツなどを行う役割を担っている。

(2) 公社の設立意義について

宝塚市スポーツ振興公社（以下「公社」という）は、本市のスポーツ施設を管理運営すること、及び市とともに本市のスポーツ振興行政を役割分担のもと推進することを目的として、昭和62年に市が100%出損（総額3億円の出損）して設立した法人である。平成24年(2012年)から一般財団法人から公益財団法人に移行しており、営利を目的としないだけでなく、スポーツ振興という公益活動を一層活発化している。

公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社定款（抜粋）

○第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、スポーツ及びスポーツレクリエーション等に関する事業を行い宝塚市民の体育・スポーツ等の振興を図ることにより、心身ともに健全な人間形成に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ及びスポーツレクリエーション等の振興事業
- (2) 宝塚市から受託する社会体育施設の管理運営事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するため必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県宝塚市において行うものとする。

(3)「第2次宝塚市スポーツ振興計画」における位置づけについて

令和3年度(2021年度)からの第2次宝塚市スポーツ振興計画の施策を推進するにあたり、市スポーツ協会や市スポーツ少年団の事務局である公社は、「子どものスポーツ環境・機会の充実」をはじめとする、基本施策10項目について、施策の展開や、スポーツ指導者の育成等を、市及び市教育委員会とともに、施策を実現していく役割を担っている。

【スポーツ振興施策の関連計画(抜粋)】

1 第2次宝塚市教育振興基本計画(計画期間:令和3年度から令和12年度)

○市民のスポーツライフを支援します

スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦していただくことを、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでいただくことを目標とし、生涯スポーツ人口の底上げを図ります。さらに、個々の理想とするスポーツライフの活性化を目指します。

2 第2次宝塚市スポーツ振興計画(計画期間:令和3年度から令和12年度)

○計画の政策目標と行動目標

個々の理想とするスポーツライフが活性化し、スポーツで人と未来が輝くまち「アクティブ宝塚」を実現する、というゴールを政策目標として掲げます。その実現を目指すために、「宝塚市民が継続・開始を希望するスポーツ種目に参加する。」という市民の行動目標を設定し、達成率80%の実現を目標に、個人のスポーツライフと宝塚市におけるスポーツ文化の活性化を目指していきます。

○基本施策

- 1 運動・スポーツのできる環境の整備・促進
- 2 子どものスポーツ環境・機会の充実
- 3 健康づくりの推進
- 4 障害(しょうがい)のある人のスポーツ参加
- 5 表彰制度の充実
- 6 スポーツの総合的な情報の発信
- 7 スポーツイベントの開催
- 8 スポーツ推進委員の育成支援と活用
- 9 スポーツクラブ21の活性化
- 10 スポーツ関連団体の育成と連携強化

(4) 長期継続的な事業運営について

公社は、昭和62年(1987年)のスポーツセンター開設当初から、35年間にわたり、本市のスポーツ振興行政とともに一体的に推進してきたことから、国民体育大会などの国、県レベルの大会等の開催に関する実績やノウハウを有しており、スポーツ大会、イベントの誘致に際しても、市と連携した着実な実施体制が組める。

また、公社は、これまでの宝塚ハーフマラソン大会や各種市民大会など、市民との協働によるスポーツ振興事業を継続的に実施してきており、長く市スポーツ関係団体の活動を支援してきたことから、これら団体との深い信頼関係を構築できている。今後も市民サービスの向上や市民と協働してスポーツ振興を図っていく上で、この信頼関係は欠くことができないものである。

(5) 人材育成について

公社は市が設立した団体で、35年にわたり公社職員は市スポーツ担当職員と共に、スポーツ振興を担っている。宝塚ハーフマラソン大会(R5年は第19回)や松江市スポーツ少年団交歓会(同年50回)と松江市生涯スポーツ交流会(同年26回)などのスポーツ振興事業を実施している。これらの市スポーツ関係団体の活動を長く支援してきたことから、これら団体との深い信頼関係を構築できている職員を有しており、それらを公社職員間で継承して実施している。

また、スポーツセンター開設当初から、35年間にわたり、継続して管理委託者及び指定管理者を担い、施設管理に際しても実務上のノウハウを有した職員が公社におり、現状の施設の正確な把握や適切な修繕・保全計画を作成に携わっており、利用者が安全にスポーツを楽しめる環境づくりと、管理運営が適切に行える人材が培われている。

(6) ノウハウの蓄積等について

公社はこれまで本市のスポーツ振興行政や、市スポーツ協会と一体的にスポーツ振興を推進する役割を担ってきたことから、多様なスポーツ大会等の開催に関する実績やノウハウを有しており、大きなスポーツ大会、イベントの誘致に際しても、市と連携した着実な実施体制が組めている。

また、宝塚ハーフマラソン大会や各種市民大会、中学校体育連盟など市民や、教育団体との協働によるスポーツ振興事業を継続的に実施してきており、長く市内スポーツ関係団体の活動を支援してきたことから、これら団体との深い信頼関係を構築できている。

宝塚市地域防災計画において、スポーツセンターは災害対策本部の代替施設として、末広体育館は広域的対応の受け入れや災害時物資配送の拠点施設として位置付けられており、災害時における活動支援の拠点施設として重要な役割を持っている。また、スポーツセンターは、阪神淡路大震災時には避難所として運営され、公社職員は市職員とともに避難所の運営に従事した経験があり、市の災害対応のノウハウを蓄積している。今後、高い

確率で発生が予測される「南海トラフ地震」など大災害を想定すると、災害時の活動支援の拠点施設であるスポーツセンター及び末広体育館を適切に運営するには、大規模災害時の対応経験のある公社と市が一体となり、迅速かつ柔軟な活動の拠点の役割を担うこととなりことから、そのノウハウは必要不可欠である。

少子化の影響や教員の負担軽減を背景に、国は今年度（令和5年度）から3年間かけて休日の中学校の部活動を、地域や民間のスポーツ団体等に委ねる地域移行の構想を掲げている。その重要な施策を進めるため、宝塚市スポーツ協会ならびに宝塚市スポーツ少年団の事務局として、スポーツ指導者の研修や講習会を実施し、市スポーツ協会とともに、長年培ってきた指導者育成の経験や実績のある公社が、学校と地域の橋渡しの役割を果たすことは、今後の中学校運動部活動の円滑な地域移行にむけて、必要不可欠である。

(7) これまでの実績と評価について

利用者の利便性の向上実績については、スポーツセンター開設当初から、35年間にわたり、継続して管理委託者及び指定管理者を担い、安全性の確保において緊急な対応を要する場合は、公社の自主事業の収益を利用して、施設の修繕・更新、市民サービスにつながる備品の確保などを行ってきた。主な実績としては、メインアリーナとサブアリーナのLED照明化や多目的グラウンド夜間LED照明の新規設置などがある。

スポーツ教室開催の実績については、公社の役割として、多様な世代に対して、また、スポーツ初心者から上級者まで、スポーツ活動の充実感を実感できる、多様なスポーツ機会の提供の場として、各種スポーツ教室を実施している。曜日を問わず通年で、多様なスポーツ教室（自主事業）が展開されてきた

公社の評価（モニタリング）の状況については、公社に対し、指定管理者として公共サービスの履行が適切に行われているか、施設管理運営事業評価に基づくモニタリングを毎年度実施のうえ確認しており、各年度において、光熱費をはじめ経費の節減が図られた適正な予算執行や、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう日常から継続的に点検修理を実施するなど施設の維持管理に努めているものとして、収支状況について一部改善が望ましい項目（B評価）もあるが、総合評価では、協定書等の基準を満たしており、概ね良好である。

スポーツセンター及び末広体育館（スポーツ振興公社）

| 評価\年度 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総合評価 | A | A | A | A | A |
| 内容 | 協定書水準を満たし、概ね良好 | 協定書水準を満たし、概ね良好 | 協定書水準を満たし、概ね良好 | 協定書水準を満たし、概ね良好 | 協定書水準を満たし、概ね良好 |

4 高司グラウンドならびに売布北グラウンド、花屋敷グラウンドの指定管理者の選定について

高司グラウンドは、ナイター照明付の多目的グラウンドを有する施設であり、主に野球やサッカーチームが利用している。

売布北グラウンドは、野球場とテニスコートを有しており、野球チームやテニスの利用者に貸し出しを行っている。

花屋敷グラウンドは、ナイター照明付の人工芝を保有する多目的グラウンドとテニスコートを有しており、主にサッカーやフットサル、ラグビーチームが利用している。

3施設とも、スポーツセンターの補完的施設として、屋外の貸しグラウンドとしての運用が中心となっていることから、指定管理者選定については民間事業者が持つノウハウを活用する場として、公募による選定を行う予定である。